

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6(2024)年6月20日

福島県知事  
内堀 雅雄 殿



提出者

住所 福島県相馬市光陽二丁目2番30号  
氏名 相馬エネルギーパーク合同会社  
代表社員 オリックス株式会社  
職務執行者 大坪 陽介  
電話番号 0244-26-5190

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	相馬石炭・バイオマス発電所
事業場の所在地	福島県相馬市光陽二丁目2番30号
計画期間	令和6(2024)年4月1日から令和7(2025)年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	発電所 [3311]
② 事業の規模	739,410 MWh
③従業員数	12名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙2のとおり

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	<b>【前年度（令和4年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	—
	排 出 量	別紙3のとおり	—
	(これまでに実施した取組) 別紙3のとおり		
② 計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	—
	排 出 量	別紙3のとおり	—
	(今後実施する予定の取組) 別紙3のとおり		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ばいじん、燃え殻、汚泥は発生工程毎に分別し保管を実施。 その他の産業廃棄物は発生の都度、手選別で分別し保管。
③ 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ばいじん、燃え殻、汚泥は発生工程毎に分別し保管を実施。 その他の産業廃棄物は発生の都度、手選別で分別し保管。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙4-1のとおり	—
	全処理委託量	別紙4-1のとおり	—
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙4-1のとおり	—
	再生利用業者への処理委託量	別紙4-1のとおり	—
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙4-1のとおり	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙4-1のとおり	—
	(これまでに実施した取組) 別紙4-1のとおり		

②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	別紙4-2のとおり	—
	全処理委託量	別紙4-2のとおり	—
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙4-2のとおり	—
	再生利用業者への 処理委託量	別紙4-2のとおり	—
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙4-2のとおり	—
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙4-2のとおり	—
	(今後実施する予定の取組) 別紙4-2のとおり		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

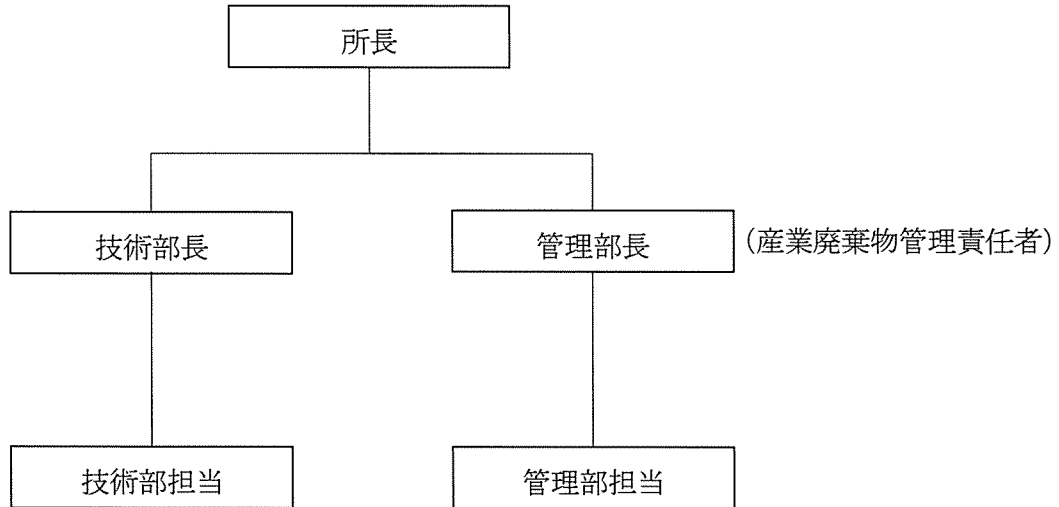
## 産業廃棄物の一連の処理工程



## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(1) 組織図



(2) 職務分担

所長	発電所全体の業務統括
技術部長	産業廃棄物関連設備の運転・保守管理業務統括
管理部長	産業廃棄物管理責任者
技術部	産業廃棄物関連設備の運転・保守の管理
管理部	官庁報告等 発生量等の把握 廃棄物処理関連の委託契約 マニフェストの交付・管理 産業廃棄物保管施設の管理 産業廃棄物関連業務委託先の管理・監督



		産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
		【前年度（令和5年度）実績】									
		(単位:トン)									
産業廃棄物の種	ばいじん	燃え殻	汚泥	鉱さい	廃油	管理型混合廃棄物	木くず	金属くず	ガラスくず	廃プラスチック類	廃アルカリ
排出	36,279	4,465.99	136.82	15.06	0.79	2.01	0.04	1.52	0.04	1.86	0.25
① 現 状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 良質な燃料の確保・使用による、ばいじん・燃え殻の発生量の抑制を行った。</li> <li>* 排水処理工程にて生じる汚泥は、水質変動で発生量変動する為、抑制は困難。</li> <li>* 排煙脱硫工程において生じる汚泥は、同工程の適切な運転により性状を安定させ石膏として有価売却を行った。</li> <li>* 廃プラスチック類、金属くずとなる燃料の混入物は可能な限り積み出しまでに除去するよう供給業者へ依頼した。</li> <li>* 鉱さいは、発電所内で落下した燃料層であるため、可能な限り燃料としての再利用を行った。</li> <li>* ガラスくずは、施設内で発生した断熱材であり、日常的に発生するものではない。</li> </ul>										
		【本年度（令和6年度）目標】									
		(単位:トン)									
産業廃棄物の種	ばいじん	燃え殻	汚泥	鉱さい	廃油	管理型混合廃棄物	木くず	金属くず	ガラスくず	廃プラスチック類	廃アルカリ
排出	37,000	5,000	140	15	1	2.5	1	1.6	1	1	0.5
② 計 画	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 良質な燃料の確保・使用による、ばいじん・燃え殻の発生量の抑制を行う。</li> <li>* 排水処理工程にて生じる汚泥は、水質変動で発生量変動する為、抑制は困難。</li> <li>* 排煙脱硫工程において生じる汚泥は、同工程の適切な運転により性状を安定させ石膏として有価売却を行う。</li> <li>* 廃プラスチック類、金属くずとなる燃料の混入物は可能な限り積み出しまでに除去するよう供給業者へ引き続き依頼する。</li> <li>* 鉱さいは、発電所内で落下した燃料層であるため、可能な限り燃料としての再利用を行う。</li> </ul>										

産業廃棄物の処理の委託に関する事項											
【前年度（令和5年度）実績】											
産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	鉱さい	廃油	管理型混合廃棄物	木くず	金属くず	ガラスくず	廃プラスチック類	廃アルカリ
全処理委託量	34,644.07	4,349.47	129.61	15.06	0.79	2.01	0.04	1.52	0.04	1.86	0.25
優良認定処理業者へ処理委託	1,410	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.52	0.0	0.0	0.0
再生利用業者へ処理委託	33,234.07	4,349.47	129.61	0.0	0.0	0.0	0.0	1.52	0.0	0.0	0.0
認定熱回収業者へ処理委託	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
認定熱回収業者以外熱回収を行う業者へ処理委託	0.0	0.0	0.0	0.0	0.79	2.01	0.04	0.0	0.04	1.86	0.25
① 現状	<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ばいじん、燃え殻、汚泥をセメントや路盤材原料として再利用を行う処理業者へ処理委託を行った。</li> <li>・金属くずは再生利用を行う業者へ処理委託を行った。</li> <li>・廃油、管理型混合廃棄物、木くず、ガラスくずは熱回収を行う業者へ処理委託を行った。</li> <li>・鉱さいは発電所内で落下した燃料層であり、再生利用できない為、埋め立て処分を行った。</li> <li>・金属くずについては、破碎・圧縮を行う処理業者へ処理委託(再生利用)。一部有価売却を行う。</li> </ul>										

産業廃棄物の処理の委託に関する事項											
【本年度（令和6年度）目標】											
産業廃棄物の種類	ばいじん	燃え殻	汚泥	鉱さい	廃油	管理型混合廃棄物	木くず	金属くず	ガラスくず	廃プラスチック類	廃アルカリ
全処理委託量	37,000	5,000	140	15	1	2.5	1	1.6	1	1	0.5
優良認定処理業者へ処理委託	1,500	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0
再生利用業者へ処理委託	35,500	5,000	140	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0
認定熱回収業者へ処理委託	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
認定熱回収業者以外熱回収を行う業者へ処理委託	0.0	0.0	0.0	0.0	1	2.5	1	0.0	1	1	0.5
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ばいじん、燃え殻、汚泥をセメントや路盤材原料として再利用を行う処理業者へ処理委託を行う。</li> <li>・金属くずは再生利用を行う業者への処理委託を行う。</li> <li>・廃油、管理型混合廃棄物、金属くず、ガラスくず、木くずは熱回収を行う業者へ処理委託を行う。</li> <li>・鉱さいは発電所内で落下した燃料屑であり、改造工事により落下防止量を削減する。</li> </ul>											

② 計画